

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

深谷市長 小島 進

|                   |                                           |
|-------------------|-------------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 埼玉県深谷市<br>(112186)                        |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下手計、大塚、上手計<br>(下手計新田、大塚、上手計、川端、壁ヶ谷戸、宿、明戸) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年12月19日<br>(第2回)                       |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・主要作物:露地野菜(ねぎ、ブロッコリー)、施設野菜(きゅうり、トマト)  
・農業者の高齢化、農業者不足  
・耕作放棄地の増加 ・用排水施設の老朽化

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・主要作物:同上(変更なし)  
・若手や法人等、大規模農家等担い手への農地の集積・集約を進めつつ、地域内外からも担い手を呼び込む  
・兼業農家、小規模農家等の農業支援サービスの利用促進

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 137 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 137 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域とする(除外予定等の農用地を除く)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                                                     |
| 農地中間管理事業を活用し、担い手への農用地の集積・集約化を基本としつつ、地域の担い手の経営意向を勘案し、段階的に進める。                                          |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                                                     |
| 担い手への農用地の集積・集約化を促進するために、農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向等を勘案し、段階的に進める。                                           |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                                                      |
| 農用地の大区画化や農用地の集約、水利施設の整備のため、基盤整備事業を検討する。                                                               |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                 |
| 行政やJA等と連携し、地域内外から新規参入者等を幅広く受け入れ、栽培技術指導や農業用機械のレンタルなどの支援や、就農相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。小規模農家・兼業農家の育成支援を図る。 |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                  |
| 農作業委託や民間の農機レンタルの活用促進を図り、担い手の負担を軽減するとともに、遊休農地の拡大防止に努める。                                                |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|             |             |         |          |      |
|-------------|-------------|---------|----------|------|
| ✓ ①鳥獣被害防止対策 | ②有機・減農薬・減肥料 | ③スマート農業 | ④畑地化・輸出等 | ⑤果樹等 |
| ⑥燃料・資源作物等   | ✓ ⑦保全・管理等   | ⑧農業用施設  | ⑨耕畜連携等   | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①行政等関係機関と連携し、イノシシやシカ、アライグマの駆除を実施し、農畜産物被害を抑制する。  
⑦地域保全団体により、水路等の保全管理について、地域ぐるみの取組を継続する。